

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧  
(平成 26 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 3 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 26 年 3 月 6 日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
2	平成 26 年 3 月 6 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
3	平成 26 年 3 月 6 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之

## 再意見書

平成 26 年 3 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「平成 26 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社	<p>(前略)</p> <p>NGN はボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT 東・西と他の事業者の同等な利用環境が担保されることが必要です。</p>	<p>KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。英国をはじめとした欧州各国では、規模の大小に係らず、ドミナント事業者を含む全ての事業者が同等の条件で同等のサービスを提供できるレプリカビリティの原則が確保されており、事業者間で公平な競争が行われています。日本においても同様に公平な競争が行われるよう、本年 2 月に情報通信審議会に設置された「2020-ICT 基盤政策特別部会」において、ドミナント事業者と接続事業者間の同等性確保について検討頂きたいと考えます。</p>

以上

## 再意見書

平成26年3月6日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511  
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう  
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏 名 西日本電信電話株式会社  
むらお かずとし  
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

## 接続約款の変更案への意見に対する再意見

—平成26年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る接続約款の措置—

平成26年3月6日  
西日本電信電話株式会社

<H26NGN接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見																
IGS 接続機能	<p>&lt;接続料算定の透明性及び検証性を向上すべきとのご意見&gt;</p> <p>平成23年7月27日の第2回電話網移行円滑化委員会参考資料によると、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションは、平成25年度に完了見込み<sup>*1</sup>とのことでしたが、平成26年度のIGS接続機能に係る接続料原価のうち、ひかり電話網の割合は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）殿で35%、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）殿で48%といまだに多くを占めています<sup>*2</sup>。このように、IGS接続機能に係る接続料原価のうち、ひかり電話網に係る原価が多くを占めている理由について東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下併せて「NTT東西」といいます。）殿より示して頂くべきと考えます。その際、ひかり電話網に係る接続料原価の今後の見込みやひかり電話施設数の内訳（NGN収容・ひかり電話網収容）の推移等についても併せて提示頂き、接続料算定の透明性及び検証性を向上すべきと考えます。</p> <p>また、IGS接続機能に係る接続料原価のうち、NGN分については、回数比例コスト（SIPサーバコスト）が前年度と比較して減少している一方、時間比例コスト（SIPサーバ以外の設備のコスト）が前年度と比較して増加しています<sup>*3</sup>。そもそも、主にIGS接続機能において使用されているSIPサーバのコストと、主にNGNに係る他の機能・サービスと共用されているSIPサーバ以外の設備のコストでは、後者のコストの方が、マイグレーションを進める中でより低廉化が進むものと想定されます。しかしながら、平成26年度のIGS接続機能に係る接続料においては、上述したコストの変動が発生しているため、その理由について明確にし、マイグレーションが進展している状況においても接続料算定の透明性を確保すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会</p>	<p>既存ひかり電話網には、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザが引き続き収容されるため、平成26年度以降も使用し続ける設備が残ります。また、それ以外の既存ひかり電話網の設備は既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションに伴い、使用なくなりますが、当該設備の除却については装置毎のユーザ移行が完了したことを確認しつつ実施することから、平成26年度においても当該設備の除却費が発生します。</p> <p>こうした理由から、平成26年度においても、既存ひかり電話網にもコストが発生することになっております。</p> <p>なお、費用の内訳は以下のとおりですが、既存ひかり電話網に引き続き収容されるユーザは、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザに限られ、経営情報に当たるため、非開示とさせていただきます。</p> <p>《参考》IGS 接続機能の原価の推移 （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1218 884 2033 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度 接続料</th> <th>H25年度 接続料</th> <th>H26年度 接続料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>26,760</td> <td>23,692</td> <td>19,378</td> </tr> <tr> <td>    NGN</td> <td>12,636</td> <td>11,316</td> <td>10,095</td> </tr> <tr> <td>    音声利用IP網設備</td> <td>14,124</td> <td>12,376</td> <td>9,283</td> </tr> </tbody> </table> <p>IGS 接続機能に係るNGN分の時間比例コストが前年度と比較して増加したのは、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションを実施した影響によるものであり、IGS 接続機能に係るNGN分と既存ひかり電話網分を合わせた総時間比例コスト、及び時間比例単価としては低廉化しております。</p>		H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料	合計	26,760	23,692	19,378	NGN	12,636	11,316	10,095	音声利用IP網設備	14,124	12,376	9,283
	H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料															
合計	26,760	23,692	19,378															
NGN	12,636	11,316	10,095															
音声利用IP網設備	14,124	12,376	9,283															

区分	他事業者意見	当社意見															
I G S 接続機能	社、ソフトバンクモバイル株式会社】	<p data-bbox="1216 212 2058 280">《参考》I G S 接続機能に係るN G Nと既存ひかり電話網の総時間比例コスト・単金の推移</p> <table border="1" data-bbox="1216 284 2058 448"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 284 1563 363"></th> <th data-bbox="1563 284 1727 363">H 2 4 年度 接続料</th> <th data-bbox="1727 284 1890 363">H 2 5 年度 接続料</th> <th data-bbox="1890 284 2058 363">H 2 6 年度 接続料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 363 1563 403">時間比例コスト(百万円)</td> <td data-bbox="1563 363 1727 403">18,592</td> <td data-bbox="1727 363 1890 403">14,944</td> <td data-bbox="1890 363 2058 403">12,424</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 403 1563 448">1秒あたり単金(円/秒)</td> <td data-bbox="1563 403 1727 448">0.021174</td> <td data-bbox="1727 403 1890 448">0.017240</td> <td data-bbox="1890 403 2058 448">0.014214</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1216 499 2058 687">N G Nの接続料の料金算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における審議を踏まえ整理された算定方法に則っており、当社は算定に係る設備区分別の費用・資産、費用別内訳等について算定根拠を開示していることから、現在でも透明性は十分に確保されていると考えます。</p> <p data-bbox="1216 738 2058 807">一方、意見を提出された事業者の接続料については、総じて当社のI G S接続機能の接続料と比較して高止まりしております。</p> <p data-bbox="1216 818 2058 1126">「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月27日)に示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところではありますが、意見を提出された事業者においては、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報を開示いただけない状況であることから、自らが設定する接続料の透明性の向上に取り組んでいただきたいと考えます。</p> <p data-bbox="1216 1137 2058 1286">なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p>					H 2 4 年度 接続料	H 2 5 年度 接続料	H 2 6 年度 接続料	時間比例コスト(百万円)	18,592	14,944	12,424	1秒あたり単金(円/秒)	0.021174	0.017240	0.014214
	H 2 4 年度 接続料	H 2 5 年度 接続料	H 2 6 年度 接続料														
時間比例コスト(百万円)	18,592	14,944	12,424														
1秒あたり単金(円/秒)	0.021174	0.017240	0.014214														

区分	他事業者意見	当社意見
イーサネット 接続機能	<p>＜網改造費を必要とせず他事業者が接続可能な網として当初から構築すべきとのご意見＞</p> <p>NGNイーサネット接続機能については、他事業者との接続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、これまでと同様に、多額の網改造費等の負担を要する状況にあります。</p> <p>(中略)</p> <p>NGNはボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせず他事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT東・西と他の事業者の同等の利用環境が担保されることが必要です。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等、当社と他事業者との接続の同等性確保に努めてきたところです。</p> <p>ご意見にあるような、当社において、他事業者からどのような機能をどのようなインタフェースで接続したいのか具体的な要望もない中で、他事業者が利用する機能を想定することは困難です。仮に、具体的な要望もない中で、当社が他事業者の要望を想定し開発を行った場合には、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、いたずらに開発コストが嵩むことで非効率なネットワークとなり、結果として低廉なサービスの提供に支障を来すこととなります。従って、個別の事業者要望に基づき、個別機能を具備するために要した費用については、当該機能をご要望される事業者に負担していただくを得ないものと考えます。</p> <p>なお、以前にも同様のご意見をいただいておりますが、審議会の答申（平成23年3月29日）においても、PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用をご負担いただくことは一定の合理性があるものとして認められているところです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
イーサネット 接続機能	<p>               &lt;競争事業者と NTT 東・西利用部門との間や、卸役務として利用する会社との間でのコスト負担の公平性に関するご意見&gt;                また、NTT コミュニケーションズは、NTT 東・西から NGN のイーサネットサービスの卸を受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸サービスの料金については相対で設定されており、その水準は明らかにされているわけではありません。                当該機能を利用する際、競争事業者と NTT 東・西利用部門との間や、NTT コミュニケーションズ等の NTT グループ会社が卸役務として利用する場合とで、コスト負担の公平性が十分に担保されているかが重要です。                【KDDI 株式会社】             </p>	<p>               イーサネットサービスは、他事業者も自らのネットワークを構築して独自のサービスを展開する等、熾烈な競争状況にあり、当社もそのような状況の中で相対契約による競争を行っているため、当社の料金水準はまさに経営情報そのものであることから、明らかにすることはできません。                こうした中で、NTT コミュニケーションズとも相対契約によりユーザサービスを提供しているところですが、他の事業者からもユーザとしてサービスを提供して欲しいとの要望があれば、提供規模や期間等に応じて、同等の取引条件によりサービス提供させていただく考えです。             </p>

## 再意見書

平成26年3月6日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019  
とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2  
ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
やまむら まさゆき  
代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

## 接続約款の変更案への意見に対する再意見

—平成26年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る接続約款の措置—

平成26年3月6日  
東日本電信電話株式会社

<H26NGN接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見																
IGS接続機能	<p>&lt;接続料算定の透明性及び検証性を向上すべきとのご意見&gt;</p> <p>平成23年7月27日の第2回電話網移行円滑化委員会参考資料によると、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションは、平成25年度に完了見込み<sup>*1</sup>とのことでしたが、平成26年度のIGS接続機能に係る接続料原価のうち、ひかり電話網の割合は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）殿で35%、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）殿で48%といまだに多くを占めています<sup>*2</sup>。このように、IGS接続機能に係る接続料原価のうち、ひかり電話網に係る原価が多くを占めている理由について東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下併せて「NTT東西」といいます。）殿より示して頂くべきと考えます。その際、ひかり電話網に係る接続料原価の今後の見込みやひかり電話施設数の内訳（NGN収容・ひかり電話網収容）の推移等についても併せて提示頂き、接続料算定の透明性及び検証性を向上すべきと考えます。</p> <p>また、IGS接続機能に係る接続料原価のうち、NGN分については、回数比例コスト（SIPサーバコスト）が前年度と比較して減少している一方、時間比例コスト（SIPサーバ以外の設備のコスト）が前年度と比較して増加しています<sup>*3</sup>。そもそも、主にIGS接続機能において使用されているSIPサーバのコストと、主にNGNに係る他の機能・サービスと共用されているSIPサーバ以外の設備のコストでは、後者のコストの方が、マイグレーションを進める中でより低廉化が進むものと想定されます。しかしながら、平成26年度のIGS接続機能に係る接続料においては、上述したコストの変動が発生しているため、その理由について明確にし、マイグレーションが進展している状況においても接続料算定の透明</p>	<p>既存ひかり電話網には、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザが引き続き収容されるため、平成26年度以降も使用し続ける設備が残ります。また、それ以外の既存ひかり電話網の設備は既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションに伴い、使用しなくなりますが、当該設備の除却については装置毎のユーザ移行が完了したことを確認しつつ実施することから、平成26年度においても当該設備の除却費が発生します。</p> <p>こうした理由から、平成26年度においても、既存ひかり電話網にもコストが発生することになっております。</p> <p>なお、費用の内訳は以下のとおりですが、既存ひかり電話網に引き続き収容されるユーザは、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザに限られ、経営情報に当たるため、非開示とさせていただきます。</p> <p>《参考》IGS接続機能の原価の推移（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1218 884 2002 1091"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度 接続料</th> <th>H25年度 接続料</th> <th>H26年度 接続料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>26,364</td> <td>23,847</td> <td>19,989</td> </tr> <tr> <td>NGN</td> <td>14,340</td> <td>13,989</td> <td>13,015</td> </tr> <tr> <td>音声利用IP網設備</td> <td>12,024</td> <td>9,858</td> <td>6,974</td> </tr> </tbody> </table> <p>IGS接続機能に係るNGN分の時間比例コストが前年度と比較して増加したのは、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションを実施した影響によるものであり、IGS接続機能に係るNGN分と既存ひかり電話網分を合わせた総時間比例コスト、及び時間比例単価としては低廉化しております。</p>		H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料	合計	26,364	23,847	19,989	NGN	14,340	13,989	13,015	音声利用IP網設備	12,024	9,858	6,974
	H24年度 接続料	H25年度 接続料	H26年度 接続料															
合計	26,364	23,847	19,989															
NGN	14,340	13,989	13,015															
音声利用IP網設備	12,024	9,858	6,974															

区分	他事業者意見	当社意見															
I G S 接続機能	<p>性を確保すべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>《参考》I G S 接続機能に係るNGNと既存ひかり電話網の総時間比例コスト・単金の推移</p> <table border="1" data-bbox="1216 284 2058 448"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 4 年度 接続料</th> <th>H 2 5 年度 接続料</th> <th>H 2 6 年度 接続料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間比例コスト（百万円）</td> <td>14,898</td> <td>11,850</td> <td>10,056</td> </tr> <tr> <td>1秒あたり単金（円／秒）</td> <td>0.014970</td> <td>0.011947</td> <td>0.009886</td> </tr> </tbody> </table> <p>NGNの接続料の料金算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における審議を踏まえ整理された算定方法に則っており、当社は算定に係る設備区別の費用・資産、費用別内訳等について算定根拠を開示していることから、現在でも透明性は十分に確保されていると考えます。</p> <p>一方、意見を提出された事業者の接続料については、総じて当社のI G S 接続機能の接続料と比較して高止まりしております。</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）に示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところではありますが、意見を提出された事業者においては、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報を開示いただけない状況であることから、自らが設定する接続料の透明性の向上に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。</p>					H 2 4 年度 接続料	H 2 5 年度 接続料	H 2 6 年度 接続料	時間比例コスト（百万円）	14,898	11,850	10,056	1秒あたり単金（円／秒）	0.014970	0.011947	0.009886
	H 2 4 年度 接続料	H 2 5 年度 接続料	H 2 6 年度 接続料														
時間比例コスト（百万円）	14,898	11,850	10,056														
1秒あたり単金（円／秒）	0.014970	0.011947	0.009886														

区分	他事業者意見	当社意見
イーサネット 接続機能	<p>＜網改造費を必要とせず他事業者が接続可能な網として当初から構築すべきとのご意見＞</p> <p>NGNイーサネット接続機能については、他事業者との接続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、これまでと同様に、多額の網改造費等の負担を要する状況にあります。</p> <p>(中略)</p> <p>NGNはボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせず他事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT東・西と他の事業者の同等の利用環境が担保されることが必要です。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等、当社と他事業者との接続の同等性確保に努めてきたところ です。</p> <p>ご意見にあるような、当社において、他事業者からどのような機能をどのようなインタフェースで接続したいのか具体的な要望もない中で、他事業者が利用する機能を想定することは困難です。仮に、具体的な要望もない中で、当社が他事業者の要望を想定し開発を行った場合には、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、いたずらに開発コストが嵩むことで非効率なネットワークとなり、結果として低廉なサービスの提供に支障を来すこととなります。従って、個別の事業者要望に基づき、個別機能を具備するために要した費用については、当該機能をご要望される事業者に負担していただくを得ないものと考えます。</p> <p>なお、以前にも同様のご意見をいただいておりますが、審議会の答申（平成23年3月29日）においても、PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用をご負担いただくことは一定の合理性があるものとして認められているところです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
イーサネット 接続機能	<p>＜競争事業者と NTT 東・西利用部門との間や、卸役務として利用する会社との間でのコスト負担の公平性に関するご意見＞</p> <p>また、NTT コミュニケーションズは、NTT 東・西から NGN のイーサネットサービスの卸を受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸サービスの料金については相対で設定されており、その水準は明らかにされているわけではありません。</p> <p>当該機能を利用する際、競争事業者と NTT 東・西利用部門との間や、NTT コミュニケーションズ等の NTT グループ会社が卸役務として利用する場合とで、コスト負担の公平性が十分に担保されているかが重要です。</p> <p><b>【KDDI 株式会社】</b></p>	<p>イーサネットサービスは、他事業者も自らのネットワークを構築して独自のサービスを展開する等、熾烈な競争状況にあり、当社もそのような状況の中で相対契約による競争を行っているため、当社の料金水準はまさに経営情報そのものであることから、明らかにすることはできません。</p> <p>こうした中で、NTT コミュニケーションズとも相対契約によりユーザサービスを提供しているところですが、他の事業者からもユーザとしてサービスを提供して欲しいとの要望があれば、提供規模や期間等に応じて、同等の取引条件によりサービス提供させていただく考えです。</p>